

# 日本シニアテニス連盟東海地区岐阜県部会 規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当部会は、特定非営利活動法人日本シニアテニス連盟（以下「連盟」という。）東海地区岐阜県部会（以下「当部会」という。）と称し、連盟規約に基づき運営する。

(構成)

第2条 当部会は、連盟の設立趣旨、目的に賛同し、連盟へ入会金を納入した者で、岐阜県内に居住する者、及び本県を主登録又は副登録する者により組織する。

2 当部会の所在地は、部会長宅とする。

## 第2章 会員

(入会)

第3条 当部会への入会は、入会年度末に女性50歳以上、男性60歳以上のテニス愛好家とする。

2 入会の申込みは、当部会経由または個人で連盟の会長あてに会員入会申込書を提出するものとする。併せて別条の入会金及び年会費の払い込みをもって入会の申込みは完了する。また、会員は当部会が定める年会費を払い込むことで、当部会及び連盟が主催し提供する各種大会やイベントに参加することができる。

(入会金及び年会費)

第3条の2 連盟入会金及び年会費は、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 5,000円

(2) 年会費 1,000円（連盟年会費500円＋当部会年会費500円）

(3) 当年12月31日現在において、満90歳以上の会員については、年会費を免除する。

(複数府県、地区への入会)

第3条の3 会員は、希望すれば複数府県、地区へ入会することができる。その場合は主たる所属府県地区を決めて、主所属へは所定の年会費を払い込み、副所属へは連盟年会費を除いた額を払い込むものとする。活動の参加は主たる地区、府県を所属とする。

2 副登録者（岐阜県部会が主たる所属でない会員）は、県代表として東海大会などに参加できない。

(休会)

第3条の4 会員は、休会届を当部会経由または個人で連盟の会長に届け出て、任意に休会することができる。2年目以降休会の場合は、毎年10月末日までに届け出をする。

2 休会期間中の年会費は免除する。但し、連盟からの機関紙及び当部会大会要項は送付されない。

(退会)

第3条の5 会員は、退会届を当部会経由または個人で連盟の会長に届け出て、任意に退会することができる。

2 会員が、各号の一に該当する場合は、退会したものとみなす。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 無届で年会費を1年以上滞納したとき。

(復会)

第3条の6 退会した会員の復会は、新規入会の手続きによるか、または年会費振込先へ連盟復会金(退会年数×500円)を納入することで復会することができる。退会者からの復会は、速やかに連盟の会長に報告する。

## 第3章 役員

(種類及び定数)

第4条 当部会に次の役員を置く

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1～2名
- (3) 理事 事務局長、会計、その他3名ほど
- (4) 監事 1名
- (5) 顧問 1～2名位
- (6) 地区担当 県内4地区(岐阜地区 西濃地区 中濃地区 東濃地区)各男女1名

(職務)

第5条 部会長は、当部会を代表し、会務を統括する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたとき又は部会長に事故があるときは、部会長の職務を行う。
- 3 事務局長は、部会長の指示に従い、部会の庶務事務、会員名簿の管理を行う。
- 4 会計は、部会の会計事務を処理し、経費の支出管理を行う。
- 5 理事は、理事会を構成し、部会の業務を執行する。
- 6 監事は、当部会の会計を監査する。
- 7 地区担当は、地区の代表として、練習会の開催、会員の会費納入の促進など、各地区の運営を統括する。また、部会行事の開催に協力する。
- 8 部会長は、必要に応じて会員の中から若干名選任し、部会の業務運営に当たらせることができる。

(選出)

第6条 役員を選出は次による。

- (1) 部会長は、当部会員の中から理事会において選出する。
- (2) 副部会長は、部会長の指名、又は理事会において選出する。
- (3) 監事は、部会長が役員以外の会員から指名し、理事会において選出する。
- (4) その他役員は、理事会において選出する。

(任期等)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の始期は、原則として1月1日からとする。ただし、理事会の承認を得たときはこの限り

でない。

- 3 任期満了によって退任する役員は、新たに選任された役員が就任するまで引き続きその職務を行う。

(報酬等)

第8条 役員は、すべて名誉職とし、無給とする。

## 第4章 会議

(理事会)

第9条 当部会に、最高決議機関として理事会を置く。

- 2 理事会は、部会長、副部会長、事務局長、会計、及び理事をもって構成し、定期会議及び臨時会議を行う。
- 3 定期会議は、毎年一回10月下旬又は11月上旬に開催する。臨時会議は、必要がある場合に、随時これを開くことができる。
- 4 理事会は、部会長が招集し、部会長が議長となり議事の進行を掌る。
- 5 理事会は次の事項を審議し、議決する。
  - (1) 本年度事業報告及び次年度事業計画
  - (2) 本年度収支決算報告及び次年度収支予算
  - (3) 部会役員を選出、退任
  - (4) 部会規約の改正、廃止等
  - (5) その他必要事項
- 6 理事会決議事項は、理事会が施行する。

(役員会)

第10条 役員会は、定期会議とし、1月に開催する。

- 2 役員会は、部会長が招集し、部会長が議長となり議事の進行を掌る。
- 3 役員会では、部会の事業報告、決算、事業計画、予算の報告を行う。また、決算の承認を行う。
- 4 役員会では、部会の事業運営につき、意見交換を行う。

(ドロー会議)

第11条 部会長、副部会長、事務局長、会計により、ドロー会議を開催し、大会ドローを決定する。

## 第5章 事業

(事業の開催等)

第12条 当部会は、その目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 部会テニス大会の実施(原則として年4回、春季大会 夏季大会 秋季大会、交流ミックス大会)

- (2) 県内4地区にて、月1回練習会を開催
- (3) 他県部会との交流試合・交流会の開催
- (4) 連盟及び東海地区が行う各種大会、行事への協力
- (5) 事業年度は、会計年度に準ずる。

## 第6章 会計

(会計年度・決算)

第13条 当部会の会計は次による。

- (1) 会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。
- (2) 当部会の経費には、会員から納入された会費、部会テニス大会の参加料をもってこれに充当する。
- (3) 当部会の資産は部会長が管理する。
- (4) 毎会計年度の決算は、監事の会計監査を受け、役員会での承認を受けなければならない。

## 第7章 その他

(雑則)

第14条 本規約及び本規約に定められてない事項については、疑義が生じたときは、連盟の定款または会員規約及び運用規約を基に理事会において解決するものとする。

(附則)

この規約は、平成27年1月1日から施行する（会の設立は、平成11年1月1日）。

(附則)

この規約は、令和5年7月29日から施行する。

(附則)

この規約は、令和5年11月4日から施行する。